資料８－１

eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議
取りまとめ（案）

令和６年12月18日

eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議

目　次

1．背景

- 通信インフラの高度化やデジタルサービスの普及・多様化により、我が国のネットワーク上でのデータ流通量は飛躍的に増大している。特に、Society5.0 においては、実空間とサイバー空間が高度に融合し、実空間での紙や対面に基づく様々なやりとりを、サイバー空間においても電子的に円滑に実現することが求められている。

- このような中、電子データを安心・安全に流通できる基盤が不可欠であり、電子データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組みであるトラストサービスの活用が期待される。とりわけ、企業等が発行する電子データが増大する中、業務効率化や生産性向上の観点からも、企業等が発行する電子データの発行元を証明する「e シール」の活用が期待される。

- このような背景から、総務省では、令和３年６月に、eシールに係る技術や運用等に関する一定の基準を示した「eシールに係る指針」を策定した。また、令和５年９月からは「eシールに係る検討会」を開催し、eシールの更なる普及や活用を促す観点から、総務大臣によるeシールに係る認定制度を創設することが適当との結論を得た。

- この結論を受けて、令和６年度中にも当該認定制度の創設を目指し「eシールに係る認定制度の関係規定策定のための有識者会議」を令和６年６月より開催し、「eシール用認証業務の認定に関する実施要項（案）」及び「eシール用認証業務の認定に関するガイドライン（案）」といった関係規定等について検討を行ってきたところである。

- 本取りまとめ（案）は、当該有識者会議において、 eシールの総務大臣認定制度創設にあたって必要な関係規程等の方向性について取りまとめたものである。

2．「eシールに係る検討会」での検討結果

eシールに係る検討会での検討結果

✓ eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価を実現するため、令和５年９月より「eシールに係る検討会」を開催。総務大臣によるeシールに係る認定制度の創設等を内容とする「最終取りまとめ」を令和６年４月に公表。あわせて、eシールに係る技術・運用上の基準を示した「eシールに係る指針」を改正。

「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」の概要

① eシールの保証レベル

➢ 総務大臣の認定を経たeシール認証業務によって保証されるeシール（保証レベル２のeシール）の他、認定を経ずに、より低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール（保証レベル１のeシール）についても活用を促していくことが必要。

② eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲と記載事項等

➢ 認定に係るeシール用電子証明書では「法人番号」を用いて組織を一意に特定するが、個人事業主は、認証局で同姓同名の個人事業主を一意に特定できる公的番号体系が存在しないことから、引き続きの検討課題と整理。

➢ 認定に係るeシール用電子証明書のフォーマットとしてITU-T X.509を使用することとし、トラストサービスの種別等を区別するための識別子である共通証明書ポリシーOID（Object IDentifier）体系を整備する。

③ リモートeシール

➢ クラウド上でユーザの秘密鍵を管理する「リモートeシール」について、今後活用が見込まれるものの、デジタル庁の電子署名法における「リモート署名」の議論の動向も踏まえて検討する必要があるため、引き続きの検討課題と整理。

④ 認定制度の在り方

➢ 認定の有効期間は２年間とし、認定に係る調査等は指定調査機関に実施させることとする。

3．関係規程策定に向けた有識者会議の開催

- 令和６年度中のeシールに係る認定制度の創設に向けて、「eシールに係る検討会　最終取りまとめ」や「eシールに係る指針（第２版）」で示された方向性を踏まえながら、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行う場として本有識者会議を令和６年６月より開催。
- 構成員は、学識関係者、トラストサービス提供事業者、適合性評価機関等で構成。

検討体制

※敬称略、五十音順

No.	氏名	所属
1	伊地知　理	一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス認定センター長
2	漆嶌　賢二	GMOグローバルサイン株式会社事業企画部　フェロー
3	岡本　昭彦	セコムトラストシステムズ株式会社CX推進本部G-ID業務部　部長
4	小田嶋　昭浩	株式会社帝国データバンクプロダクトデザイン部ネットソリューション課　副課長
5	柿崎 淑郎	東海大学情報通信学部　准教授
6	宿谷　昌弘	サイバートラスト株式会社R&Dセンター センター長
7	中村　克巳	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社トラストサービス部　シニアプロフェッショナル
8	濱口　総志	慶應義塾大学SFC研究所　上席所員
9	米谷　嘉朗	一般財団法人日本情報経済社会推進協会デジタルトラスト評価センター　主席研究員

・事務局：総務省サイバーセキュリティ統括官室、野村総合研究所

スケジュール

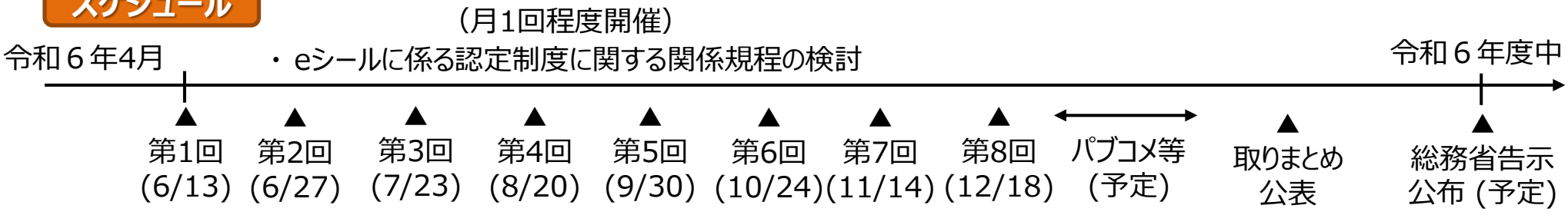

4．eシールに係る認定制度に関する関係規程の文書体系・検討方針

● 本会合においては、「eシール用認証業務に係る認定制度に関する規程」に紐付く以下の文書を検討する。
① eシール用認証業務に係る認定制度に関する実施要項（案）：主に各種手続き方法等を規定
② eシール用認証業務に係る認定制度に関するガイドライン（案）：適合性評価基準や実施要項の逐条解説等を規定

【電子署名】
認定に係る基準等を規定する主な法令等

電子署名関連法令名称	概要
電子署名及び認証業務に関する法律	• 電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項　等
電子署名及び認証業務に関する法律施行規則	• 技術・設備・運用基準 • 認定の申請、更新、変更の認定　等
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令	• 指定の申請、更新　等
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針	• 技術・設備・運用基準　等
特定認証業務の認定に係る調査表	• 施行規則、指針への適合例、エビデンス資料例　等

【タイムスタンプ】
認定に係る基準等を規定する主な文書

- 時刻認証業務の認定に関する規程
- 時刻認証業務の認定に関する実施要項
- 時刻認証業務の認定に関するガイドライン（仮）

【eシール】
認定に係る基準等を規定する主な文書(案)

- eシール用認証業務の認定に関する規程
  - ➢ 認定制度の創設等について規定
- **検討範囲**
- **eシール用認証業務の認定に関する実施要項（案）**
  - ➢ 認定制度に係る各種手続き方法等について規定
- **eシール用認証業務の認定に関するガイドライン（案）**
  - ➢ 適合性評価に用いる技術・設備・運用基準や実施要項の逐条解説等を規定

４．eシールに係る認定制度に関する関係規程の文書体系・検討方針

- 実施要項（案）の検討においては、「時刻認証業務の認定に関する実施要項」を基に各規定を検討することとするが、電子証明書を発行する業務特有の事項については電子署名法に基づく各種法令を参考に検討。
- ガイドライン（案）の検討においては、Ｒ４年度の調査研究「eシールに関する調査研究」の成果物である適合性評価基準及び「特定認証業務の認定に係る調査表」を基に検討することとするが、各種基準（ETSI、WebTrust、JIPDECトラステッド・サービス登録制度等）との整合性を意識しながら検討。

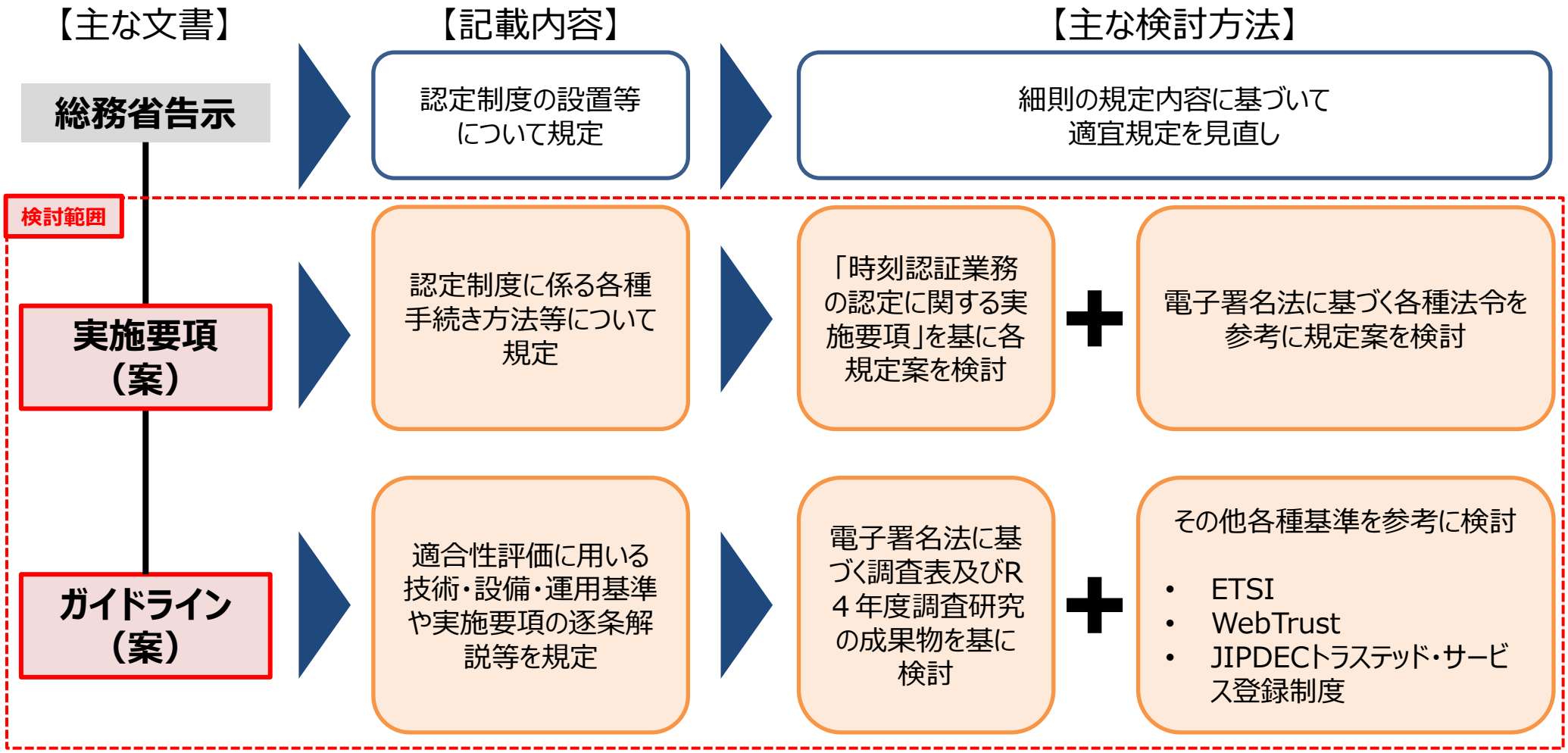

５．認定制度創設にあたっての前提論点①

- 本有識者会議においては、R6年度中に総務大臣によるeシールに係る認定制度を創設することを目指し、関係規程等を検討するにあたり、前提論点を以下のとおり整理。

①他の制度の認定結果又は調査結果の援用の適用可否

論点

- AATL認定や特定認証業務の認定を受けた認証局等が、新たにeシール用認証業務の認定を受けようとする際に、調査等において軽減措置を認めることが適切か。

方向性

- eシール用認証業務の認定を受ける際の調査等においては、他の制度の認定を受けた認証局が認定手続きにおいて提出した資料のうち、eシール用認証業務の認定基準に合致するものを提出することを認め、調査等の一部省略による軽減措置を認めることとする。（なお、調査等の全部省略による軽減措置は認めないこととする。）
- 上記の調査等の一部省略は、特定認証業務の認定制度との関係性においてのみ認めることとする。一方、AATL認定制度は民間の制度であるため、AATL認定制度との関係性においては認めないこととする。

５．認定制度創設にあたっての前提論点②

②AATLの技術要件の扱い

論点

- AATLの技術要件については、国際的な整合性確保を見越した厳しい要件が存在するが、eシール用認証業務の認定に関する実施要項やガイドラインにおける、AATLの技術要件の取扱いをどうするか。

方向性

- AATLは民間の認定制度であるため、関係規程にAATLの技術要件を反映することはしないこととする。

③制度設計の基になるトラストアンカーの実現

論点

- 認定eシール用認証業務の認証局について、当面の間、GPKIと相互認証することは難しいとの方針が示されている中で、トラステッドリストをどのように実現するか。

方向性

- トラストアンカーとして、総務省がeシール用認証業務を行う者のトラステッドリストを発行し、総務省HP上で検証に必要な情報を提供することとする。
- トラステッドリストの提供形式、機械可読性への対応及び当該リストへの署名を誰が行うか等の具体的な運用方法については、関係規程の策定作業と並行して別途検討することとする。

5．認定制度創設にあたっての前提論点③

④認定eシールの認証局と他の認証局の併用の可否

論点

- 認定認証業務の認証局について、認定eシール用認証業務の認証局との併用を認めるか。また、認定eシール用認証業務の認証局がeシール用電子証明書以外の証明書を発行することを認めるか。

方向性

- EUにおいては、国によって判断が分かれるものの、適格電子署名の認証局と適格eシールの認証局の併用が認められる場合がある。
- 他方、我が国の電子署名法では、「電子署名法に基づく特定認証業務に係る指針」において、「発行者署名符号を認定認証業務以外の業務のために使用しないこと」が規定されている(第10条第1項第1号)。また、上記には例外規定が設けられているが、国又は地方公共団体等が実施する認証業務との相互認証証明書への電子署名用途や、発行者署名符号の更新処理用途に限定されており(同条第1項第1号イ、ロ)、認定認証業務の認証局の併用は認められていない。
- しかしながら、認定認証業務の認証局と認定eシール用認証業務の認証局の併用については、双方の間にGPKIとの相互認証が認められているか否かの違いが生じているものの、「署名用電子証明書、eシール用電子証明書それぞれの証明書ポリシーを分けること」、「署名用電子証明書のみGPKIと相互認証し、eシール用電子証明書をGPKIと相互認証しないままとする技術的対応が可能であること」によって、運用上、併用が可能である。
- 上記を踏まえて、デジタル庁との調整を進める。

５．認定制度創設にあたっての前提論点④

⑤デジタル庁で検討中の各種内容の反映の可否

論点

- デジタル庁において、リモート署名やクラウドサービス等に関連して電子署名法のモダナイズの検討が行われているが、そのような検討中の内容の反映を認めることが適切か。

方向性

- デジタル庁におけるリモート署名やクラウドサービスに係る議論等、検討が完了していない内容については、実施要項等に反映しないこととする。
- eシール固有の要件を除き、現行の電子署名法の範囲を越えて、デジタル庁で検討中の内容を先取りするような規定を設けないこととする。

5．認定制度創設にあたっての前提論点⑤

⑥認定eシール用認証業務の休止の扱い

方向性

- 上記のような観点を踏まえると、eシール用電子証明書の発行業務や失効管理業務は、認定eシール用認証業務に含まれる業務であり、検証に必要な情報の継続的な提供についても、当該失効管理業務の一環として捉えることができ、利用者等の保護の観点から休止することができない。
- このように検証に必要な情報の提供について運用を継続している状況において、認定eシール用認証業務を休止しているとみなすことは適当ではない。
- また、現在の電子署名法においても、関係規程上で休止の概念を規定していない。
- 以上より、認定eシール用認証業務の休止の状態は発生しないものとし、関係規程上で休止の概念を規定しないこととする。

- 上記のような観点を踏まえると、eシール用電子証明書の発行業務や失効管理業務は、認定eシール用認証業務に含まれる業務であり、検証に必要な情報の継続的な提供についても、当該失効管理業務の一環として捉えることができ、利用者等の保護の観点から休止することができない。
- このように検証に必要な情報の提供について運用を継続している状況において、認定eシール用認証業務を休止しているとみなすことは適当ではない。
- また、現在の電子署名法においても、関係規程上で休止の概念を規定していない。
- 以上より、認定eシール用認証業務の休止の状態は発生しないものとし、関係規程上で休止の概念を規定しないこととする。

5．認定制度創設にあたっての前提論点⑥

⑦検証に必要な情報の提供の廃止時の扱い

論点

- 検証に必要な情報の継続的な提供は、認定eシール用認証業務の廃止時において、どのように位置付けることが適切か。

方向性

- 電子署名法に基づく特定認証業務の認定に係る指針の第12条第2項では、CPSに規定する業務の廃止に関する事項として、認定業務を廃止する日の60日前までにその旨を利用者に通知すること及び認定業務を廃止する日までに利用者に対して発行した電子証明書についての失効の手続を行うことが規定されている。
- その一方で、認定業務の廃止後に、廃止事業者が検証に必要な情報を継続的に提供することについては、規定されていない。
- 以上より、認定事業者の廃止時における検証に必要な情報の提供については、電子署名法に合わせて、廃止日まで提供することが求められることとする。

５．認定制度創設にあたっての前提論点⑦

⑧eKYCの適用可否

論点

- eシール用電子証明の発行業務の自動化や負担軽減の観点から、eKYCをどのように取扱うことが適切か。

方向性

- 申請において提出書類が紙媒体となっているものについては、電磁的記録を認めることとする。
- 電磁的記録として、eKYCの利用を認めるかどうかについては、現在の電子署名法上の認定認証業務でeKYCを利用した本人確認を実施している事業者がおらず、 eKYCのために取得した情報の取扱いについても規定されていないことから、認めないこととする。

５．認定制度創設にあたっての前提論点⑧

⑨認定の署名と認定のeシールにおいて同じセキュリティレベルを求める必要があるのか

方向性

- 全く同じレベルではないものの、「(1)調査等の一部省略による軽減措置」、「(4)認証局の併用」のような形で適合性評価を効率化・省力化できるようにするため、eシールに係る認定基準を、電子署名に係る認定基準に出来る限り寄せていくことについて検討することとしたい。

- eシールに係る認定基準のうち、第５条（業務の用に供する設備の基準）や第７条（その他の業務の方法）、第８条（帳簿書類の作成及び保存）」については、電子署名とeシールで概ね同様の規定を設けており、これらの規定に対応した基準の多くは、概ね同じセキュリティレベルとなると考えている。他方、HSMの認証基準など、現行化が必要な基準については、必要に応じて現行化を図る。

- 他方、第６条（利用者の真偽の確認の方法）に対応した基準はeシール固有の基準であり、署名とは観点が異なるため、セキュリティレベルとの関係はないと考えている。

- また、第４条（eシールの安全性に係る基準）、に対応した基準は、認定の署名基準にはなく、認定のタイムスタンプ基準に合わせて設けられた基準となると考えている。このため、認定のeシール基準の方がより厳しい基準となり、現時点では高いセキュリティレベルとなると考えている。

- なお、デジタル庁における電子署名法令上の基準のモダナイズ検討においても、上記の第４条、に対応した基準は、認定のタイムスタンプ基準に合わせて改訂することが検討されており、その内容が電子署名法関係規程に反映された際には、同じセキュリティレベルとなると考えている。

６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第４条）

●「**実施要項（案）**」及び「**ガイドライン（案）**」において、eシール用認証業務の認定基準に係る「技術・設備・運用」のうち、主なポイントは以下のとおり。

「第４条　eシールの安全性に係る基準」の主な論点

① eシールの安全性確保のために用いる、ハッシュ関数及び公開鍵暗号について、CRYPTRECの「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術を用いる規定を設けることの要否

② 暗号アルゴリズムの種類だけでなく、暗号強度要件についても規定を設けることの要否

③ 危殆時等における暗号の移行に速やかに対応することが難しい状況等を考慮して、やむを得ない事情がある場合に限り、総務大臣が該当する暗号技術を指定することができるというバスケット条項を設けることの要否

議論の結果：第４条　eシールの安全性に係る基準（実施要項案）

（eシールの安全性に係る基準）

第４条　告示第３条第１項第１号の別に定める基準は、eシールの安全性確保のために用いる、eシールの付与対象となる電子データのハッシュ値（以下「ハッシュ値」という。）を得るためのハッシュ関数及びeシールの付与に用いる公開鍵暗号（署名）が「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和５年３月30日デジタル庁・総務省・経済産業省策定）(注)のうち、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術に該当することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、総務大臣は該当する暗号技術を指定することができるものとする。

(注)CRYPTREC暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。

（ガイドライン（案）については別添２参照）

6．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第５条）

「第５条　業務の用に供する設備の基準」の主な論点

① eシール用認証業務用設備に対する、電気通信回線を通じた不正なアクセス等の要因となる可能性のある脆弱性対策について規定を設けることの要否

② eシール用認証業務用設備内のシステムに対する、マルウェア対策について規定を設けることの要否

③ 発行者署名符号の保護に用いるハードウェア・セキュリティ・モジュールについて、FIPS140-2のレベル３以上若しくはFIPS140-3のレベル３以上又はISO/IEC 15408 EAL4+以上の認証を受けた製品を求める規定を設けることの要否

④ 上記③の認証を受けたハードウェア・セキュリティ・モジュールが運用中に認証ステータスが変更された場合の対応方法についての規定を設けることの要否

議論の結果：第５条　業務の用に供する設備の基準（実施要項案）

（業務の用に供する設備の基準）
第５条　告示第３条第１項第２号の別に定める基準は、次のとおりとする。
一　申請に係る業務の用に供する設備のうちeシール用電子証明書は、入出場を管理するために認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。
二　eシール用認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。
三　eシール用認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該eシール用認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。
四　eシール用認証業務用設備のうちeシール用電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第４条の基準に適合するものを行うために発行者署名符号を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。
五　eシール用認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（ガイドライン（案）については別添２参照）

６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第６条）

「第６条　利用者の実在性の確認の方法」の主な論点

① 利用者の法的実在性の確認において、利用申込者から提出される我が国の法令に規定された証明書の確認を認める規定を設けることの要否

② 利用者の物理的実在性の確認において、利用申込者が申告した本店又は主たる事務所の住所と、上記①の証明書に記載された本店又は主たる事務所の住所の同一性確認を認める規定を設けることの要否

③ 利用者の運営的実在性の確認において、利用者における自らの事業の継続的な運営状況の確認を認める規定を設けることの要否

④ 上記①～③において、信頼できる第三者機関が営む法人データベースへの登録状況の確認を認める規定を設けることの要否

⑤ 代理人による申請を認める規定を設けることの要否

６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第６条）

議論の結果：第６条　利用者の実在性の確認の方法（実施要項案）

（業務の用に供する設備の基準）
第５条　告示第３条第１項第２号の別に定める基準は、次のとおりとする。
一　申請に係る業務の用に供する設備のうちeシール用電子証明書は、入出場を管理するために認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。
二　eシール用認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。
三　eシール用認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該eシール用認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。
四　eシール用認証業務用設備のうちeシール用電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第４条の基準に適合するものを行うために発行者署名符号を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。
五　eシール用認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（ガイドライン（案）については別添２参照）

６．関係規程策定における技術・設備・運用の主な論点（第５条）

「第９条　経理的基礎」の主な論点

① 損害賠償請求をされた場合に対応できる能力の確認方法について規定を設けることの要否

② 経理的基礎に係る情報の公表において、会社法（平成17年法律第86号）第440条第１項及び第２項が定める貸借対照表の公告及び会社法（平成17年法律第86号）第939条第１項に基づき定款で定めた公告を求めることの要否

議論の結果：第９条　経理的基礎（実施要項案）

（経理的基礎）
第９条　経理的基礎について、財政の状況（過事業年度に係るものを含む財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業計画書等）は次の各号に掲げる要件を満たすこととする。
一　継続的な債務超過がないなど、認定業務の継続的かつ安定した遂行が担保できること。
二　賠償責任保険に加入しているなど、損害賠償請求をされた場合に対応できる能力があること。
２　前項第１号に係る情報については、認定事業者において公表することとする。

（ガイドライン（案）については別添２参照）

認定に係るeシール用共通証明書ポリシーOIDの検討状況

- 「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」に示した通り、「電子署名用」の電子証明書と「eシール用」の電子証明書を区別できるようにするため、**認定eシール用認証事業者によって発行されるeシール用電子証明書には共通証明書ポリシーOIDを記載することを要件**としている。
- 現時点で、**デジタル庁に割り当てられたOID群の配下にトラストサービス用OID群を払い出し、更にその配下に各種トラストサービスのOIDを払い出す方向**で調整中。実際の割り当てに向けて、番号管理のためのルール等について引き続きデジタル庁と調整を実施。

OID体系案

- 総務省で管理予定のeシール用共通証明書ポリシーOID体系案は以下のとおり。
- 当該eシール用共通証明書ポリシーOIDについては総務省HPに掲載する方向で検討中。

0.2.440.100290.　デジタル庁のOID群
0.2.440.100290.1.　トラストサービス関連のOID群（払い出し済）

0.2.440.100290.1.X.　電子署名用OID群

0.2.440.100290.1.Y.　eシール用OID群

0.2.440.100290.1.Y.1. 認定に係るローカル/リモートeシールで使用する証明書ポリシー群
0.2.440.100290.1.Y.1.1 認定に係るローカルeシールで使用する証明書ポリシー
0.2.440.100290.1.Y.1.2 認定に係るリモートeシールで使用する証明書ポリシー
0.2.440.100290.1.Y.2. 認定以外のローカル/リモートeシールで使用する証明書ポリシー群
0.2.440.100290.1.Y.2.1 認定以外のローカルeシールで使用する証明書ポリシー
0.2.440.100290.1.Y.2.2 認定以外のリモートeシールで使用する証明書ポリシー

0.2.440.100290.1.Z.　●●用OID群

OIDレベル６(X,Y,Z)において、若番を与えるトラストサービス種別についてはOID管理のためのルール作りとともに検討予定。

eシール用OID群の配下では「認定の有/無」及び「ローカル/リモート」を区別することとする。
認定以外のOIDについては、サービス提供事業者に対する要求事項となるものではない点に留意。

8．今後の検討課題

- 本有識者会議において今後の検討課題とされた事項については、eシール用認証業務に係る認定制度の運用に係る調整等を通じて、関係省庁とも連携しながら引き続き検討することを総務省に提案する。

将来的な実施要項の改定を見据えた検討課題

- デジタル庁における電子署名法令上の基準のモダナイズ検討の成果として、その内容が電子署名法関係規程に反映された際には、同様の内容を実施要項にも反映させるかどうかについて検討を行うことが必要である。
- 上記に関わらず、適合性評価の省力化・効率化の観点や、諸外国との国際的な整合性の観点から、対応の重要性が高いものや、eシール認定制度の枠組みとして、今後拡充すべき事項については引き続き検討を行いつつ、その成果を実施要項に反映させるかどうかについても検討を行うことが必要である。

デジタル庁の検討内容

- eシール認定を受けた認証局と政府認証基盤（GPKI）との相互認証
- 特定認証業務の認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用
- リモート署名事業者が満たすべき要件
- クラウドサービスの利用
- eKYCの利用
- リスクマネジメントの実施

対応の重要性が高いもの

- AATL認定を受けた認証局と、eシール用認証業務の認定を受けた認証局の併用
- 上記が認められる場合の調査等の一部省略による軽減措置
- 利用者における秘密鍵の管理の仕方、保護環境
- 指定調査機関の候補との交渉
- ユースケース創出等普及促進策

eシール認定制度の拡充すべき事項

- 総務省によるeシール用認証業務を行う者のトラステッドリストの発行及び運用方法
- 廃止後のCRLの継続的な提供
- eシール用電子証明書の有効期間の短縮
- 指定調査機関における要員の雇用形態の多様化への対応